

安曇野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則

安曇野市郷土資料館条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「穂高郷土資料館使用料減免申請書」を「郷土資料館使用料減免申請書」に改め、同条第3項中「穂高郷土資料館使用料減免決定書」を「郷土資料館使用料減免決定書」に改める。

第4条第1項中「穂高郷土資料館使用料還付申請書」を「郷土資料館使用料還付申請書」に改め、同条第3項中「穂高郷土資料館使用料還付決定書」を「郷土資料館使用料還付決定書」に改める。

様式第1号中

「

収蔵場所	穂高郷土資料館 三郷民俗資料館	堀金歴史民俗資料館 明科歴史民俗資料館
資料名		

」を

「

資料名	
-----	--

」に改める。

様式第2号中

「

収蔵場所	穂高郷土資料館 三郷民俗資料館	堀金歴史民俗資料館 明科歴史民俗資料館
資料名		

」を

「

資 料 名	
-------	--

」に、

「すべて」を「全て」に改める。

様式第3号中「穂高郷土資料館使用料減免申請書」を「郷土資料館使用料減免申請書」に、「穂高郷土資料館の」を「郷土資料館の」に改める。

様式第4号中「穂高郷土資料館使用料減免決定書」を「郷土資料館使用料減免決定書」に、「穂高郷土資料館の」を「郷土資料館の」に改める。

様式第5号中「穂高郷土資料館使用料還付申請書」を「郷土資料館使用料還付申請書」に、「穂高郷土資料館の」を「郷土資料館の」に改める。

様式第6号中「穂高郷土資料館使用料還付決定書」を「郷土資料館使用料還付決定書」に、「穂高郷土資料館使用料の」を「郷土資料館の使用料の」に改める。

様式第7号中

「

そ の 他	
寄託を希望する 郷土資料館名	穂高郷土資料館 堀金歴史民俗資料館 三郷民俗資料館 明科歴史民俗資料館

」を

「

そ の 他	
-------	--

」に改める。

様式第8号中

「

そ の 他	
収 蔵 場 所	穂高郷土資料館 堀金歴史民俗資料館 三郷民俗資料館 明科歴史民俗資料館

」を

「

そ の 他	
-------	--

」に改める。

様式第9号中

「

条 件 等	
収 蔵 場 所	穂高郷土資料館 堀金歴史民俗資料館 三郷民俗資料館 明科歴史民俗資料館

」を

「

条 件 等	
-------	--

」に改める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。